

令和 2 年度

松戸市住宅用省エネルギー設備 設置費補助金のご案内

1 申請要件

【全設備共通】

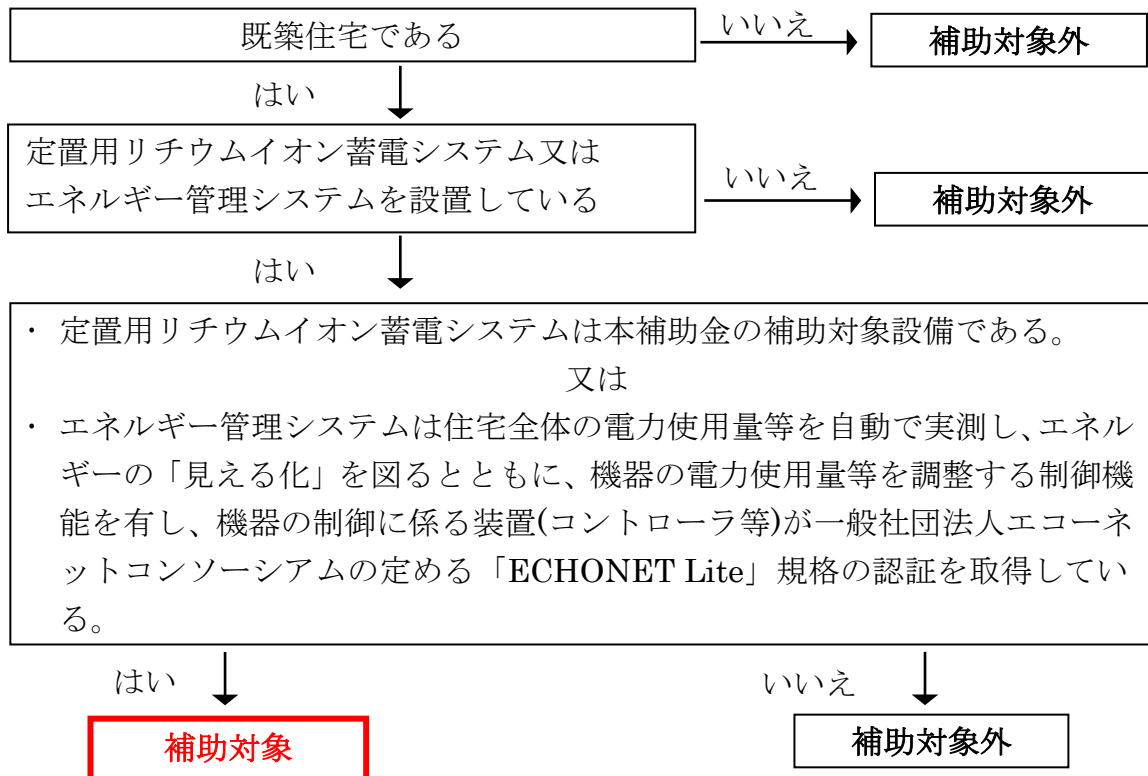
- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 松戸市暴力団排除条例(平成 24 年松戸市条例第 2 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 市税(県民税を含む。)を滞納していないこと。
- (4) 補助対象設備の共有者がいる場合は、全ての共有者の間で同意が取れていること。

【太陽光発電システム】

- (1) 令和2年4月1日から翌年3月10日までの間に、自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記録されている住所における住宅(店舗等の併用住宅を含み、建築工事が完了し、所有者への引渡しが進んでいるものに限る。以下「既築住宅」という。)に未使用の補助対象設備を購入し、及び設置したこと。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム又はエネルギー管理システム(HEMS)(住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置(コントローラ等)が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。以下同じ。)を既築住宅に設置していること。
- (3) 電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約をいう。以下同じ。)を締結していること。

(補助対象となるかご確認ください)

※太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入した場合は補助対象となりません。



【家庭用燃料電池システム(エネファーム)・定置用リチウムイオン蓄電システム・太陽熱利用システム】

令和2年4月1日から翌年3月10日までの間に、自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記録されている住所における住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に未使用の補助対象設備を購入し、設置したこと、又は同設備が設置されている建売住宅を購入し、引渡しを受けたこと。

【窓の断熱改修】

令和2年4月1日から翌年3月10日までの間に、自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記録されている住所における既築住宅に未使用の補助対象設備を購入し、及び設置したこと。

2 申請受付期間及び方法

令和2年4月1日から翌年3月10日まで

ただし、申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。また、申請は環境政策課へ行うこととし、支所等での受付は行いません。

3 補助対象設備の補助対象日

補助対象設備は、令和2年4月1日から翌年3月10日までの間に工事着工、工事完了及び費用完済したものとします。なお、太陽光発電システム及び断熱窓以外の補助対象設備が設置されている建売住宅を購入した場合は、令和2年4月1日以降に補助金交付申請を行う方への引渡し及び費用完済したものとします。(太陽光発電システム及び断熱窓が設置されている建売住宅を購入した場合は補助対象となりません。)

4 補助対象設備の要件及び補助金の額

設備	要件	補助金の額
太陽光発電システム	<p>(1) 住宅用の低圧配電線(配電用変電所から電力を供給する配線のうち100V又は200Vの電線をいう。)と逆潮流有り(太陽電池が発電した電力量が当該住宅等において消費する電力を上回った場合において、余った電力を電力会社へ供給することができる仕組みをいう。)で連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの。</p> <p>(4) 最大出力が10kW未満であること。</p>	<p>システムの最大出力(小数点以下第3位を四捨五入)1kW 当たり20,000円を乗じて得た額とし、その額が90,000円を超えるときは、90,000円とする。</p> <p>ただし、上記の算出方法を用いて算出した補助金の額が補助対象経費を超えるときは、補助対象経費の範囲までとする。</p>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス及び液化石油ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであって、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>	<p>設備の購入及び設置工事に係る費用とし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円。</p>

定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであって、国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものであること。	設備の購入及び設置工事に係る費用とし、その額が 100,000 円を超えるときは、100,000 円。
太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるものであって、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL 部品)として認定を受けたもののうち、集熱方式が強制循環型又は空気集熱型に分類されているものであること。	設備の購入及び設置工事に係る費用とし、その額が 50,000 円を超えるときは、50,000 円。
窓の断熱改修	既築住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものであること。また、1 居室単位で外気に接する全ての窓が断熱化されているものであること。	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じた額とし、その額が 80,000 円を超えるときは 80,000 円とする。

※ 設備の購入及び設置工事に係る費用の算出に当たっては、補助対象設備の種類ごとに、消費税及び地方消費税相当額並びに国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては当該補助金の額を控除する。

※ 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

5 交付申請に必要な書類

松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付申請書(第 1 号様式)に必要事項を記入し、下記添付書類とともに提出してください。

※下記の書類に加え、松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付請求書もご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。

※交付申請書、同意書、交付請求書の押印には、必ず同じ印鑑を使用してください。

※補助を受けることが出来る回数は、1つの住宅あたり各補助対象設備につき1回限りです。ただし、過去に補助金を受けた方と別世帯の方が同じ設備を設置する場合はその限りではありません。

【太陽光発電システム】

添付書類	記載要件ほか	チェック欄
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録を確認すること及び納税状況を確認することに同意することを示す書類。同意書を提出しない場合は、別途、ご相談ください。	□
補助対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された契約書等(写)	工事着工(予定)日及び工事完了(予定)日が明記されていること。(契約書に明記されていない場合は <u>工事着工完了届出書【要原本】</u> も必要)。設備の経費、形式、設置数が明記されていること(契約書に明記されていない場合は <u>内訳書</u> または <u>見積書</u> 等も必要)。	□
※必要に応じ、工事着工完了届出書(原本)	契約書に申請設備の「工事着工日」、「工事完了日」(予定日含む)の記載が無い場合作成し、契約書と併せて提出。	□
補助対象設備の形状及び仕様が確認できる書類(写)	設置設備が掲載された <u>パンフレットの写し</u> 等。(※太陽光発電システムの場合は、モジュール、パワーコンディショナーそれぞれが必要。)	□
補助対象設備の設置費に係る領収書(写)	設置設備に係る但し書きが明記されていること。	□
補助対象設備の設置状況が確認できる写真	住宅に設置された設備が鮮明に撮影された <u>写真</u> (工事中と思われるものは不可)。(※太陽光発電システムの場合は、モジュール、パワーコンディショナー、電力量計(正面から撮影し、かつ、全体が撮影されていること。)の写が必要。)	□
未使用品であることを確認できる書類	<u>保証書</u> 、 <u>出荷証明書</u> や出荷日等が記載された <u>納品書</u> などの書類の写し。(※太陽光発電システムの場合は、モジュール、パワーコンディショナーそれぞれが必要。)	□

<p>既築住宅であることが確認できる書類(写)</p>	<p>【住宅の所有に係る記載が申請者の場合】 検査年月日が記載された検査済証、<u>固定資産税課税台帳登録事項証明書(家屋に関わるもの)</u>など。</p> <p>【住宅の所有に係る記載が法人等の場合】 住宅の所有が申請者の方であることが分かる書類を併せてご提出頂く必要があります。</p> <p>例：検査済証＋登記簿謄本の写し(家屋に関わるもの) 検査済証＋固定資産税課税台帳登録事項証明書の写し(家屋に関わるもの)</p> <p>※固定資産税課税台帳登録事項証明に記載されている情報は、一月一日時点の情報です。</p> <p>※太陽光発電システムの設置工事を着工する日の前日までに住宅の建築工事が完了し、所有者への引渡しが進んでいることが条件となります。</p> <p>※住宅の引渡しと太陽光発電システム設置工事日が近接する場合、日付の整合性を確認するまでお時間をいただくことがあります。</p> <p>※新築の登記の日から概ね1年以上が経過している場合は、登記簿謄本(家屋に関わるもの)を確認書類とすることができます。</p>	<p>□</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム又はエネルギー管理システムの仕様等が確認できる書類(写)</p>	<p>住宅に設置された定置用リチウムイオン蓄電システム又はエネルギー管理システムが掲載されたパンフレットの写し等。</p>	<p>□</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム又はエネルギー管理システムの設置状況が確認できる写真</p>	<p>住宅に設置された定置用リチウムイオン蓄電システム又はエネルギー管理システムが撮影された写真(設置完了後であることが分かるもの)</p> <p>※パッケージ型番のものは、パッケージ型番に含まれる全ての機器の写真が必要となります。</p>	<p>□</p>
<p>太陽電池モジュールの出力対比表</p>	<p>設置した全ての太陽電池モジュールの出力対比表の写し。</p>	<p>□</p>

電気に係る特定契約の締結を証する書類(写し)	特定電力供給事業者との契約が締結されていることが分かる書類の写し。 例：【東京電力パワーグリッド(株)の場合】 発電者等へ送付される「特定契約締結完了のお知らせ」(メール)の写し等、特定契約締結完了後以降の書類	□
------------------------	---	---

【家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム】

添付書類	記載要件ほか	チェック欄
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録を確認すること及び納税状況を確認することに同意することを示す書類。同意書を提出しない場合は、別途、ご相談ください。	□
補助対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された契約書等(写)	工事着工(予定)日及び工事完了(予定)日が明記されていること。(契約書に明記されていない場合は工事着工完了届出書【要原本】も必要)。 設備の経費、形式、設置数が明記されていること(契約書に明記されていない場合は内訳書または見積書等も必要)。 家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システムの補助対象設備が設置されている建売住宅を購入した場合は、引渡し(予定)日が明記されていること。	□
※必要に応じ、工事着工完了届出書(原本)	契約書に申請設備の「工事着工日」、「工事完了日」(予定日含む)の記載が無い場合作成し、契約書と併せて提出。	□
補助対象設備の形状及び仕様が確認できる書類(写)	設置設備が掲載されたパンフレットの写し等。	□
補助対象設備の設置費に係る領収書(写)	設置設備に係る但し書きが明記されていること。	□
補助対象設備の設置状況が確認できる写真	住宅に設置された設備が鮮明に撮影された写真(工事中と思われるものは不可)。 ※定置用リチウムイオン蓄電システムなど、パッケージ型番のものは、パッケージ型番に含まれる全ての機器の写真が必要となります。	□

未使用品であること を確認できる書類	保証書、出荷証明書や出荷日等が記載された納品 書などの書類の写し。	<input type="checkbox"/>
-----------------------	--------------------------------------	--------------------------

【窓の断熱改修】

添付書類	記載要件ほか	チェック欄
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録を確認すること及び納税状況を確認することに同意することを示す書類。同意書を提出しない場合は、別途、ご相談ください。	<input type="checkbox"/>
補助対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された契約書等(写)	工事着工(予定)日及び工事完了(予定)日が明記されていること。(契約書に明記されていない場合は <u>工事着工完了届出書【要原本】</u> も必要)。設備の経費、形式、設置数が明記されていること(契約書に明記されていない場合は <u>内訳書または見積書等</u> も必要)。	<input type="checkbox"/>
※必要に応じ、工事着工完了届出書(原本)	契約書に申請設備の「工事着工日」、「工事完了日」(予定日含む)の記載が無い場合作成し、契約書と併せて提出。	<input type="checkbox"/>
※必要に応じて、マンション管理組合からの承諾書	分譲マンションで共有部の窓を改修する場合に作成し、提出してください。ただし、専有部の改修や管理規約等で許可されている場合は不要です。	<input type="checkbox"/>
断熱窓の形状及び仕様が確認できる書類(写)	補助対象設備が掲載された <u>パンフレットの写し</u> 等。	<input type="checkbox"/>
補助対象設備の設置費に係る領収書(写)	設置設備に係る但し書きが明記されていること。	<input type="checkbox"/>
断熱窓の改修工事着工前と工事完了後の写真	室内から撮影した補助対象となる全ての窓の写真。障子や網戸を外した状態で、カーテンや家具等で遮られていないもの。 ※工事着工前の写真には、申請者の氏名、住所、工事する窓の場所が記載されたものを一緒に撮影してください。(よくある質問 Q12 参照) ※工事完了後の写真は、工事着工前の写真と同じ角度で撮影してください。工事前後の変化がわかりにくい場合は、工事中の写真もご提出ください。	<input type="checkbox"/>

未使用品であることを確認できる書類	保証書、 <u>出荷証明書</u> や出荷日等が記載された納品書などの書類の写し。	□
既築住宅であることが確認できる書類(写)	<p>【住宅の所有に係る記載が申請者の場合】 検査年月日が記載された検査済証、<u>固定資産税課税台帳登録事項証明書(家屋に関わるもの)</u>など。</p> <p>【住宅の所有に係る記載が法人等の場合】 住宅の所有が申請者の方であることが分かる書類を併せてご提出頂く必要があります。 例：検査済証＋登記簿謄本の写し（家屋に関わるもの） 検査済証＋固定資産税課税台帳登録事項証明書の写し（家屋に関わるもの）</p> <p>※固定資産税課税台帳登録事項証明に記載されている情報は、一月一日時点の情報です。 ※窓の断熱改修を着工する日の前日までに住宅の建築工事が完了し、所有者への引渡しが行われていることが条件となります。 ※住宅の引渡しと窓の断熱改修が近接する場合、日付の整合性を確認するまでお時間をいただくことがあります。 ※新築の登記の日から概ね1年以上が経過している場合は、登記簿謄本（家屋に関わるもの）を確認書類とすることができます。</p>	□
窓を設置した場所がわかる図面	設置した窓の場所がわかる平面図及び立面図。 ※窓の場所が分かるようにマーカー等をし、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ※手書きのものでも確認ができれば可	□

6 よくある質問等

Q1 書類に不備や不足等があった場合は？

A 窓口申請の場合は、その場で修正箇所等をお伝えした上で、返却します。また、郵送申請の場合は、修正箇所等を確認し、返送しますので、余裕を持った申請をお願いします。修正等を行った上で、改めてご申請ください。

Q2 郵送でも書類は受付してもらえますか？

A 郵送でも受付は可能です。追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

Q3 請負業者が申請手続きを代行することは可能ですか？また、代行する場合、委任状等は必要ですか？

A 申請者本人の了承を得ていれば、代行可能です。委任状等は必要ありません。

Q4 契約書上、共有名義になっています。申請も連名で行うのですか？

A 申請はお一人で行ってください。契約書が連名の場合は、申請者への委任状が必要になります。「委任状」をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、提出してください。

Q5 工事着工完了届出書はどんな時に必要となりますか。

A 工事着工(予定)日及び工事完了(予定)日が契約書に明記されていない場合や記載されていたとしても実際の日にと異なる場合、契約書と併せて工事着工完了届出書【要原本】が必要となります。

Q6 工事完了日とはいつになりますか。

A 本補助金において「工事完了」とは設備設置に係る工事が終了した日(太陽光発電システムにおいては、特定契約締結日または工事完了日のいずれか遅い日)になります。蓄電池などパッケージ型番の機器を設置される場合、パッケージ型番を構成する機器全ての設置をもって「工事完了」となります。

Q7 クレジットや銀行振り込みによる支払いのため、領収書がありません。領収書の写しを添付しなくても構いませんか？

A 領収書の写しは例外なく必要となりますので、請負業者に発行を依頼してください。※当補助金のホームページから「領収書(クレジット払い等の場合)」をダウンロードし、請負業者に提示の上、発行を依頼してください。

Q8 太陽光発電システムについて、申請者と電気に係る特定契約者が異なる場合、申請できますか？

A 申請者、契約者、領収書の宛名、特定契約者、請求者及び口座名義人は同一人物である必要があります。

Q9 蓄電池について、国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業にパッケージで登録されている製品の蓄電池のみを設置した場合、補助対象となりますか？

A パッケージ型番で登録のある場合、パッケージに含まれる全ての機器を設置しなければ補助対象となりません。

Q10 窓の断熱改修について、居室につながる階段・踊り場の窓は対象になりますか？

A 対象となりません。

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋など、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている居室

対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

Q11 窓の断熱改修について、居室に外気に接している窓と外気に接していない窓がある場合、両方改修する必要がありますか？

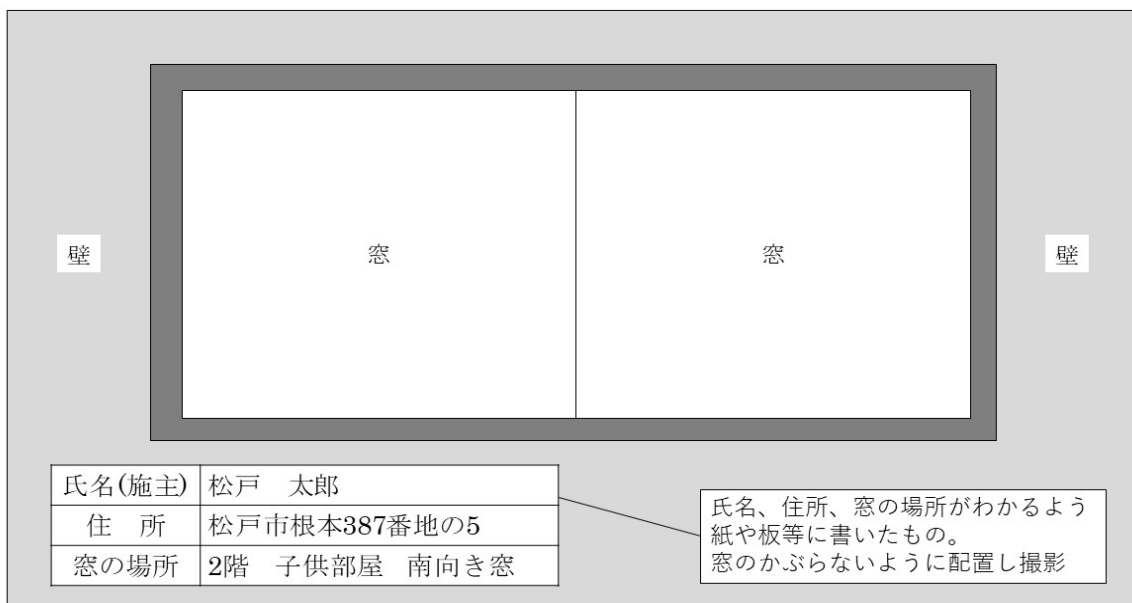
A 外気に接していない窓は原則、改修する必要はありません。

ただし、その外気に接していない窓を改修にしないことにより、その居室の断熱化の効果を薄めてしまう場合は、改修が必要となります。

Q12 窓の断熱改修について、工事着工前の写真はどのように撮影すればよいですか？

A 申請者の氏名、住所、工事する窓の場所が記載された紙や板等を窓にかぶらないように配置し、一緒に撮影してください。

【撮影の例】



Q13 窓の断熱改修について、工事着工前の写真を撮り忘れてしまいました。申請できますか。

A 申請できません。必ず工事着工前の写真を撮影してから工事を開始して下さい。

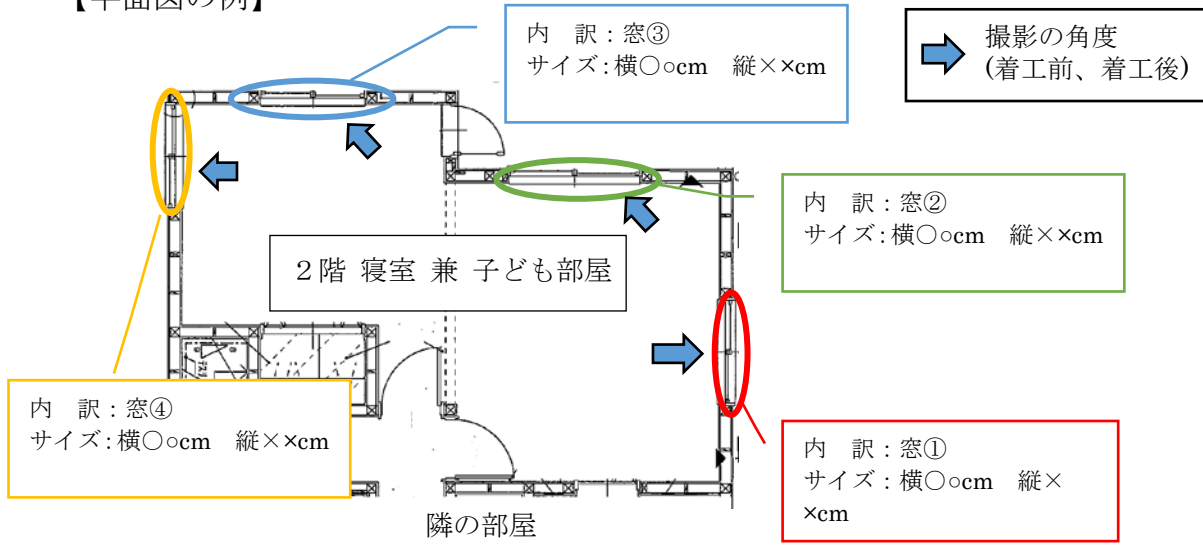
Q14 窓の断熱改修について、平面図は提出できますが、立面図は提出できない場合、申請できますか？

A 平面図、立面図の提出は、「1居室の外気に接する全ての窓を改修すること」を確認することを目的としておりますので、平面図のみでも確認ができる場合は申請できます。

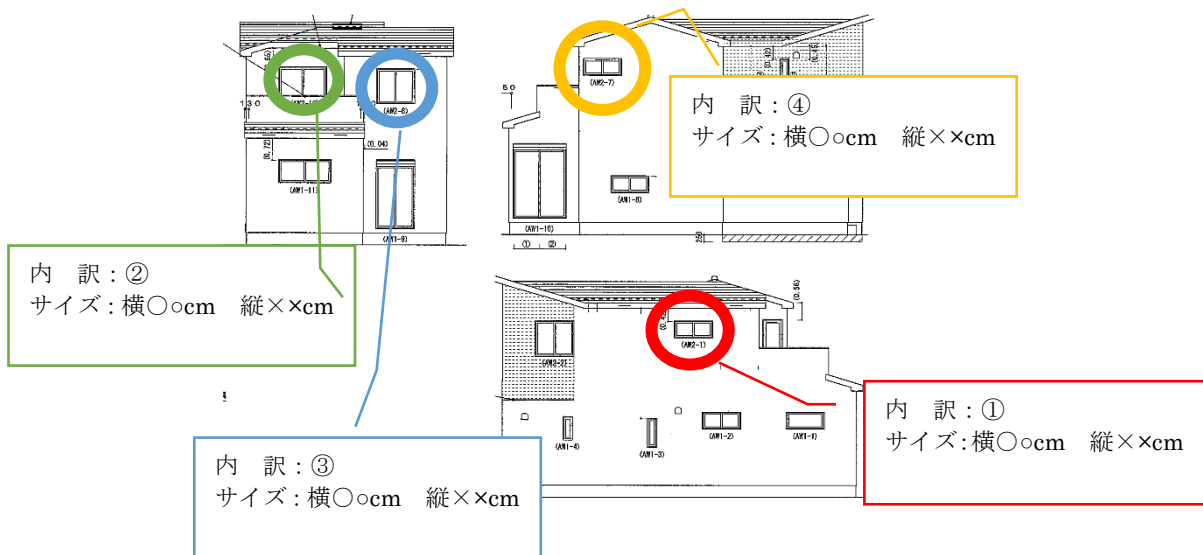
Q15 窓の断熱改修について、平面図及び立面図の例を教えてください。

A

【平面図の例】



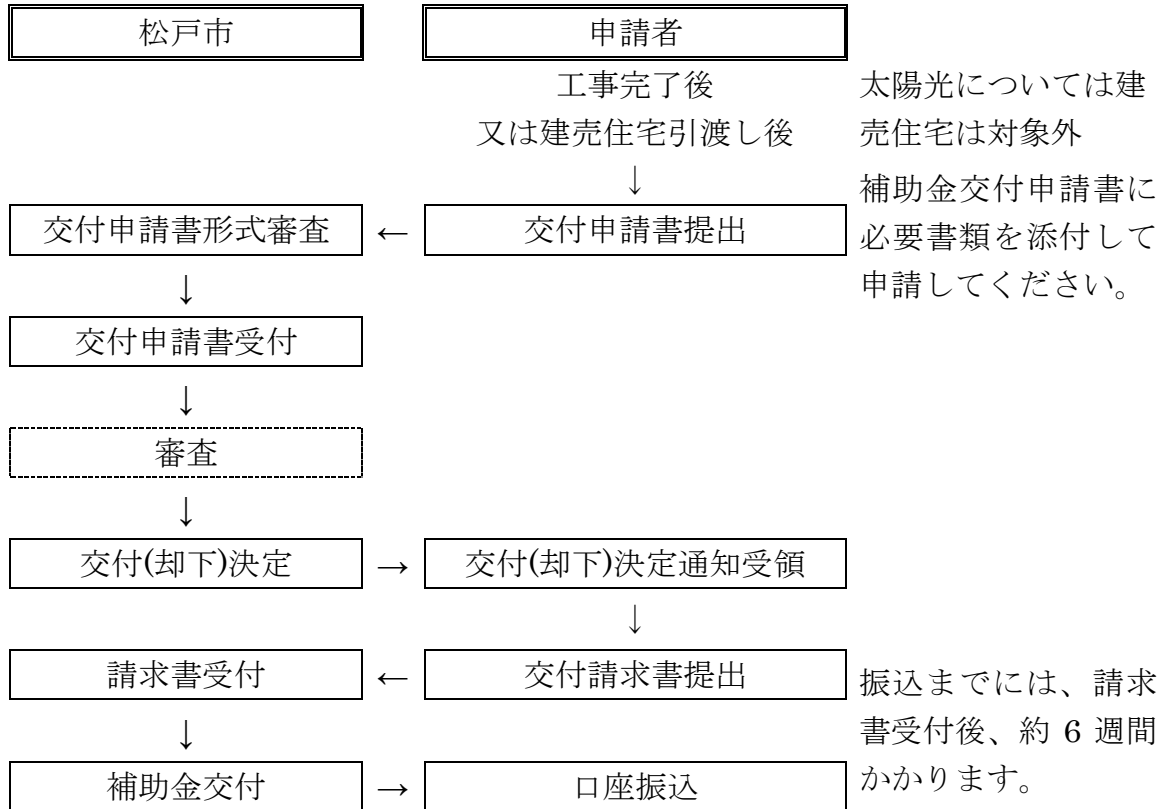
【立面図の例】



7 その他

太陽光発電システムの場合は、設置した月の翌月から1年後に、太陽光発電システム定期報告書の提出をお願いします。

※ 松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金手続きの流れ



何かご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ先】

松戸市 環境部 環境政策課(市役所新館 6階)

TEL : 047-366-7089、FAX : 047-366-8114

E-mail : mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

令和 2 年 4 月 1 日作成

令和 2 年 7 月 17 日改訂